

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯の高校生等に必要な教育費を追加支援することにより、高校生等の学びを支える。

② 施策の概要

低所得世帯を対象とする高校生等奨学給付金において、令和2年度の受給者に対して追加支援を実施する。

③ 施策の具体的内容

令和2年度の高校生等奨学給付金の受給者（非課税世帯※）に対して追加支援を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯の高校生等の学びを支える。

- ※ 年収270万円未満相当の世帯（両親のうち一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合の目安）
- ※ 家計急変により非課税相当となった世帯も含む

○ 家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の特例的追加支給（6月実施分）

非課税世帯に対して通信費相当額（1万円）を特例的に追加支給した都道府県に、国が所要額を補助（補助率10／10）

○ 単価増の実施による上乗せ支給

支援が必要と考えられる教育費分の単価増を実施し、国が所要額を補助（補助率10／10）

- ・ 支給額・・・非課税世帯（第1子）：26,100円、非課税世帯（第2子以降、通信制、専攻科）：12,000円

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
非課税世帯 全日制等（第1子）	84,000円 →110,100円（+26,100円）	103,500円 →129,600円（+26,100円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円 →141,700円（+12,000円）	138,000円 →150,000円（+12,000円）
非課税世帯 通信制・専攻科	36,500円 → 48,500円（+12,000円）	38,100円 → 50,100円（+12,000円）

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

① 施策の目的

ポストコロナに向け、企業の経営改革を進めるとともに、社会全体で雇用を守ることが重要。そのため、税制措置においても必要な雇用の維持・確保を支援するとともに、それに伴う所得拡大を促すことで、景気的好循環の実現を目指す。

② 施策の概要

新卒・中途採用の拡大による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する措置を講ずるとともに、中小・小規模企業向けには、雇用の増加を含め、企業全体で給与等支給額を増やす者を支援する措置を講ずる。

③ 施策の具体的内容

改正案 (人材確保等促進税制)

【通常要件】
新規雇用者（新卒・中途）給与等支給額
が前年度より**2%**以上増加

【措置内容】
✓ 新規雇用者給与等支給額（※）の**15%**
を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
が前年度より**20%**以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**5%上乗せ**

（税額控除上限は、法人税額の20%まで）

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

改正案 (所得拡大促進税制)

【通常要件】
給与等支給額（企業全体の給与）が前年度比
で**1.5%**以上増加

【措置内容】
✓ 給与等支給額の増加額の**15%**を税額控除

【上乗せ要件】
給与等支給額（企業全体の給与）が
前年度比**2.5%**以上であり、次のいずれかを満たすこと
Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を
受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
✓ 給与等支給額の増加額の**25%**を税額控除

（税額控除上限は、法人税額の20%まで）

① 施策の目的

民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の効果的な需要喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

② 施策の概要

住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置について、延長等を行う。

③ 施策の具体的内容

【住宅ローン減税】

○現行の控除期間13年の措置について、契約期限と入居期限とともに1年延長。

・契約期限(注文住宅はR2.10～R3.9、分譲住宅等はR2.12～R3.11)と入居期限(R3.1～R4.12)を満たす者に適用。

○控除期間13年の措置の延長分については、所得制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に緩和。

・契約期限(注文住宅はR2.10～R3.9、分譲住宅等はR2.12～R3.11)と入居期限(R3.1～R4.12)を満たす者に適用。

・40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額1,000万円以下の者に適用。

【住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置】

○R3.4～R3.12について、R2年度と同額の非課税限度額(最大1,500万円)を措置。

・R3.4～R3.12に住宅取得等に係る契約を締結した者に適用。

○所得制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に緩和。

・R3.1以後の贈与について適用。

・40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額1,000万円以下の者に適用。

① 施策の目的

グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

② 施策の概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行する。

③ 施策の具体的内容

ポイントの発行

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合(※)
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、ZEH等)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅	30万Pt/戸	60万Pt/戸

※特例の場合(以下のいずれかに該当)

- ・東京圏から移住するための住宅
- ・三世代同居仕様である住宅
- ・多子世帯が取得する住宅
- ・災害リスクが高い区域から移住するための住宅

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する1戸あたりの床面積40㎡以上の住宅	10万Pt/戸

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
②東京圏から移住するための住宅	
③災害リスクが高い区域から移住するための住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

住宅のリフォーム(持家・賃貸)

対象工事	発行ポイント
①省エネ改修(断熱改修、エコ住宅設備) (必須)	最大30万Pt/戸※ ※若者・子育て世帯によるリフォーム や一定の既存住宅の購入に伴う リフォームの場合は上限を引上げ
②耐震改修、バリアフリー改修等(任意)	

ポイントの交換対象商品等

- ・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品
- ・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事

※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ